

4年目を迎えた介護保険制度

新・介護保険がスタート

新しい事業計画に基づいて介護保険料が見直ししました

平成15年4月から、新しい「介護保険事業計画」に基づいた介護保険制度の運営がスタートしました。計画が新しくなるに伴って、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料も見直しました。

介護保険事業計画とは

高齢者がいきいきとした老後を送るためには、要介護状態などになっても、できる限り住み慣れた家庭や地域の中で、健康に生活できることが望まれます。



す。社会全体で高齢者を支え、みんなが安心して老後を迎えられるようにするのが介護保険制度です。

介護保険制度が期待される役割を果たすためには、どのような介護サービスが、どれだけ必要なのか、そのために保険料負担はどれほどになるのかを、しっかりと把握しなければなりません。

介護保険制度では、3年ごと、5年を1期とする「介護保険事業計画」を定めて、必要となる介護サービスの種類やその見込み量、サービス確保の方法など、介護保険制度全体が問題なく運営されるよう、さまざまな事項について具体的に決めることになっていきます。

平成12年4月の介護保険制度のスタートから3年がたち、今年の3月に新しく「介護保険事業計画」を策定しました。

健全な保険財政を目指して

新しい「介護保険事業計画」では、今後3年間（平成15年度

から平成17年度まで）に介護サービスの利用がどのくらいになるかを予測し、必要になる保険給付費を見込みました。そして、保険財政がその負担に耐えられ

るように、保険料の見直しをしました。その結果、平成15年度からの65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は下表のとおりとなりました。

また、今回の改正で、第4段階と第5段階の区分けをする基準所得金額が250万円から200万円に変わります。例えば、合計所得金額が230万円の方は、平成14年度では第4段階でしたが、同15年度からは第5段階になります。

なお、40歳以上65歳未満の医療保険（国民健康保険、社会保険など）の加入者（第2号被保険者）の保険料は、介護保険料の見込み額と第2号被保険者の見込み人数に基づき、加入する医療保険によって、年度ごとに決められています。

今年の4月から 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

(平成15年度～同17年度)

所得段階	所得段階	保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者か、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5 (月額 1,574円)	18,888円
第2段階	被保険者世帯すべての人が住民税非課税	基準額×0.75 (月額 2,361円)	28,332円
第3段階	被保険者本人が住民税非課税	基準額 (月額 3,148円)	37,776円
第4段階	被保険者本人が住民税課税で、被保険者本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25 (月額 3,935円)	47,220円
第5段階	被保険者本人が住民税課税で、被保険者本人の合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5 (月額 4,722円)	56,664円

※年度の途中で第1号被保険者の資格を得たり、失ったりした人は、資格のあった期間だけ月割りで負担することになります。

どうして保険料が上がるの？ 保険料を見直す理由

左のグラフは、介護保険制度が開始された平成12年4月を100としたときの、平成14年10月までの高齢者数、要介護認定者数、介護保険サービスの利用者数の割合を示したものです。グラフから、高齢者数の増加以上に、要介護認定者数や利用者数が伸びていることが分かります。利用者数や、要介護認定者数は、制度のスタート時と比べると、2倍近くに増えています。このような状況から今後を予

測すると、介護保険のサービス利用にかかる費用（保険給付費など）は、確実に増加すると見込まれるのです。

平成15年度被保険者の保険料額の決定は…

65歳以上の人の介護保険の保険料は、右ページの表のどの段階にあてはまるかによって異なります。そのため、被保険者自身と被保険者の属する世帯の平成14年中の所得状況などによって決まることとなります。平成15年度の保険料額は、6月中旬ごろにお知らせします。

現在、特別徴収の人は、8月までは前年度に決定した所得段階での額（平成15年2月の引き去り額）を仮に徴収します。平成15年度の介護保険料は所得段階が同じでも前年度より上がるので、差額は10月から2月までの保険料額で調整します。そのため、10月からは8月までの納付額より上がることとなります。

保険料の納め方は…

その1 特別徴収
老齢年金や退職年金を受給している、受け取る額の1年の合

計が18万円以上の人は、年金を支給する時に2か月分相当の保険料をあらかじめ引き去りすることになります。（これを特別徴収といいます。）

ただし、年金の年額が18万円以上でも、次のような場合は特別徴収ができません。

遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、恩給は対象になりません。

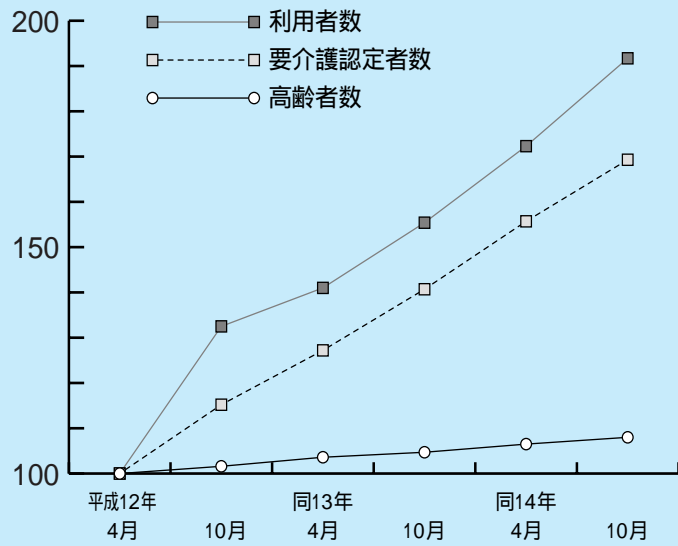
年度途中に65歳になった人や、本市に転入してきた人、4月1日の時点で老齢・退職年金を受給していなかった人

その2 普通徴収
特別徴収以外の人は、1年分を6月から翌年3月までの10回に分けて、納付書や口座振替でお支払いいただきます。（これを普通徴収といいます。）

なお、平成14年度途中で65歳になった人や、本市に転入してきた人で、特別徴収の対象となる年金を受給している人は、一部の例外を除いて、今年の10月に普通徴収から特別徴収に変更になります。

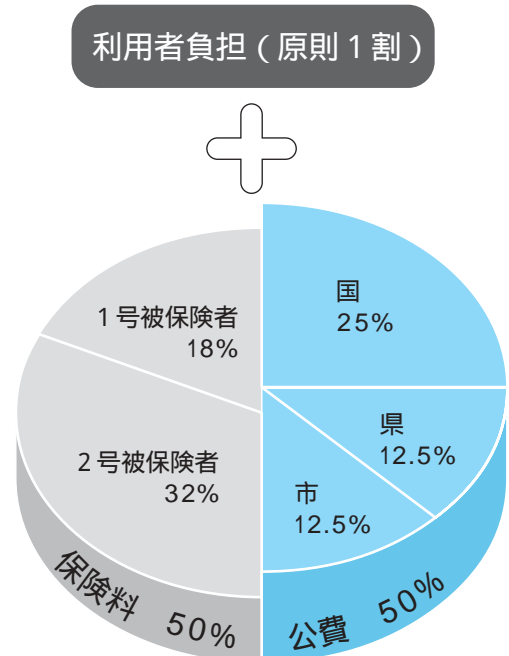


要介護認定者、 介護保険サービス利用者の伸び



介護保険の財源構成

介護保険のサービス利用にかかる費用（保険給付費など）の財源は、利用者が負担する費用を除いて、国、県、市の負担金と、40歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、保険給付費の18%分となります。



まだまだ変わる 介護保険

一次判定の仕組みを改定して
要介護認定をさらに適正
化しました

介護保険の要支援認定と要介護認定は、介護保険制度の開始前の平成11年度から実施され、3年余りが経過しました。
この間、痴呆性高齢者の要介護認定が実態に合わないのでは

もっと安心、もっと便利

ないかなどの問題点が指摘され、見直しの必要性が言われていました。

そのため、厚生労働省では、施設や在宅における介護時間に関する実態調査や、介護認定審査会の実態調査、全国でのモデル事業の結果を踏まえ、より公平公正で、円滑に要介護認定などが行われるよう、一次判定の

仕組みを改定しました。

この改定で、申請者の心身の状況について、これまで調査を行っていた85項目のうち、12項目を削除し、新たに6項目が追加されて、全部で79項目の調査を行うことになりました。原則として4月1日以降の申請について、改定後の調査をします。

介護サービスの内容などが、一部変更されました

介護保険制度が始まって以来、初めての介護報酬改定が実施され、4月から介護サービスの内容や利用の仕方、料金などが見直しされました。料金は、サービスによって上がったもの、引き下げられたもの、変更のないものがあります。

- ① できる限り自立して在宅生活ができるようになること
- ② 施設に入所しても、できるだ

け自宅での生活に近い形で生活し、将来在宅に復帰できるようにすること

③ 個々の利用者の必要に応じた、きめ細かな、満足度の高いサービスが受けられるようにすること

④ 料金を、介護保険財政の状況や賃金、物価、介護事業者の経営実態など、現状に即したものにすること

などを目的としています。

変更される介護サービスの例

訪問介護

通院などのための乗車・降車の介助や、乗車前・乗車後の移動のための介助が新たに設定されました。

通所介護・通所リハビリテーション

通所サービスの8時間を超えた利用についても、介護保険が適用されるようになりました。

施設サービス

在宅の暮らしに近い日常生活を通じたケアを目指した、個室とユニットケアを特徴とする小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備が推進されます。

また、施設からの退院・退所の支援を行うことで在宅復帰を促進していきます。

詳しいことは、担当のケアマネージャーか、**介護福祉課**に問い合わせてください。

平成15年度から始まりました 介護保険料の減免制度

平成15年度から、生活が困窮している人を対象に、介護保険料の減免制度が始まります。この制度の適用を受けるには、次の要件すべてにあてはまる必要があります。

- ① 平成15年度の介護保険料の所得段階が第2段階（世帯全員の市民税が非課税）であること
- ② 被保険者が属する世帯員すべての前年度の合計収入金額が、90万円以下であること。ただし、世帯員が2人以上の場合は1人増すごとに40万円加算します（ここでいう収入は、市民税のかからない遺族年金、障害年金、失業保険や親族からの仕送りなど、あらゆる収入を含みます）
- ③ 市民税を課税されている人と生計を共にしていないこと（世帯が別でも、生計を共にしているときは対象にはなりません）
- ④ 市民税を課税されている人に、扶養または援助を受けていないこと（税や健康保険、家賃、公共料金などを負担してもらっている人は、対象となりません）
- ⑤ 本人や世帯に属する全員の資産や預貯金などを活用しても、なお生活が困窮している状態にあること（本人が居住する土地や家屋以外で、活用できると判断される資産を所有していると、対象となりません。また、預貯金などは、銀行預金・郵便貯金・国債・有価証券などの合計が90万円を上回ると対象になりません。ただし、世帯員が2人以上の場合は1人増すごとに40万円加算します）

介護保険料の減額率 第2段階の保険料額を第1段階の保険料額へ減額します。

申請方法 平成15年度の介護保険料の決定通知書を受け取ってから、6月30日(月)までに**介護年金課**か**介護福祉課**（福祉保健センター内、平田町）で申請してください。（6月末以降も随時申請を受け付けますが、できるだけ期日までに申請してください。）

申請する時に必要なもの 世帯全員の前年中の収入状況がわかるもの（源泉徴収票や確定申告書の写し、年金額振込通知書など） 世帯全員の資産の状況がわかるもの（預貯金などの通帳や、国債・有価証券、固定資産税課税明細書など） 健康保険者証、印鑑

*詳しいことは、6月の介護保険料決定通知書と同時に送る案内をご覧ください。また、**介護年金課** ☎22-1411（内線141）までお問い合わせください。

要介護状態にならないために スポーツ講座の受講を補助します

健康な人が健康なまま、より長く在宅生活が続けられるように、また、介護を必要とする人も、その状態が悪化しないようにすることは、豊かな老後を送るために大切なことです。

そのため、要介護状態となる原因の一つである生活習慣病の予防に対する自主的・継続的な介護予防活動のきっかけづくりを目的として、「高齢者介護予防講座推進事業」を新たに保健福祉事業として実施する予定です。

この事業は、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）が市内スポーツ施設のスポーツ系の講座（スイミング講座など）を受講したときに受講料の一部を補助（年間3,000円を限度）するものです。
対象となるスポーツ施設や講



紙おむつのなどの 購入費を助成します

これまで、在宅で常時おむつを必要とする人に、紙おむつ・おむつかバーの一部助成券を交付していましたが、これからは介護保険の市町村特別給付として、紙おむつなどの購入費を助成する制度を実施します。

座 補助の手続きなど詳しいことは、「広報ひこね」でお知らせします。

をするのではなく、ケアマネージャーが積極的に関与を行い、ほかの介護サービスと一体的に利用することで、できるだけおむつに頼らない自立した生活ができるようにすることを目指しています。新しい仕組みは次のとおりですが、詳しくは**介護福祉課**までお問い合わせください。

- 【対象者】要介護1～5の認定を受けた人で、在宅で生活している人（施設に入所している人、医療機関に入所している人）
- 【対象品目】紙おむつ類、リハビリパンツ、おむつかバーなど
- 【支給額】1か月に購入した費用の9割を給付（ただし、6,300円を限度）
- 【申請方法】3か月分をまとめて、翌月15日までに（例えば、4月～6月分は、7月15日までに）、支給申請書に必要事項を記入し、①紙おむつ等の購入に係る領収書（販売店、品名、数量、金額が明記され

る人などは対象外です）

【対象品目】紙おむつ類、リハビリパンツ、おむつかバーなど

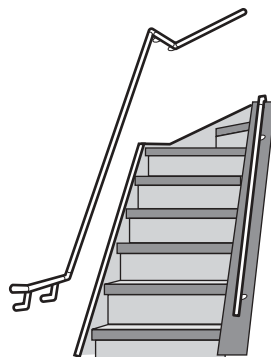
【支給額】1か月に購入した費用の9割を給付（ただし、6,300円を限度）

【申請方法】3か月分をまとめて、翌月15日までに（例えば、4月～6月分は、7月15日までに）、支給申請書に必要事項を記入し、①紙おむつ等の購入に係る領収書（販売店、品名、数量、金額が明記され

ご存知ですか？ 介護保険の住宅改修費支給制度

介護保険の要介護（要支援）認定を受けた人が、現在住んでいる住宅を改修すると、申請により住宅改修費が支給されます。ただし施設や医療機関に入所・入院されている人は該当しません。

- どのような改修が対象なのですか
- 介護保険住宅改修費支給の対象は、下記の改修です。
- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止および移動しやすくなるための床や通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他これら工事に付帯して必要な工事

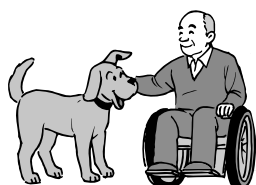


支給金額はどう計算するのですか
対象工事の費用として支払われた額の9割が、後で介護保険から支給されます。ただし、支給限度基準額が20万円となっていて、これ以上の費用がかかった場合の支給額は、20万円の9割にあたる18万円です。

支給を受けるにはどうすればいいのですか
まず、工事開始前に、担当のケアマネージャーと相談したうえで、改修内容をよく検討してから工事をしてください。ケアマネージャーに相談せずに工事をする、支給されないことがありますので注意してください。工事終了後に、申請書に必要な書類を添付して提出してください。

介護保険以外に住宅改造の助成制度がありますか
介護保険の住宅改修とは別に、介護が必要な65歳以上のに対し、排泄、入浴、移動などをしやすくなるための住宅改造に必要な経費を助成する制度（高齢者小規模住宅改造助成制度）があります。

この制度は工事開始前に申請が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。
問い合わせ先 **介護福祉課** ☎23-9660、FAX26-1768



たもの）と②居室サービス計画書とサービス利用票を添えて**介護福祉課**に提出していただきます。

【支払方法】審査の後、申請書に記載された指定の口座に振り込みます。